

○風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく通知書等の様式等に関する規程

平成17年8月30日

公安委員会規程第6号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく通知書等の様式に関する規程を次のように定める。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等に基づく通知書等の様式等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)及び風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)に基づき、静岡県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行う行政処分(以下「処分」という。)に係る通知書等の様式その他処分の通知に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可等しない旨の通知)

第2条 法第5条第3項又は第10条の2第4項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による通知は、様式第1号による決定通知書により行うものとする。

(承認等の通知)

第3条 公安委員会は、法第7条第1項、第7条の2第1項、第7条の3第1項又は第9条第1項(法第31条の23において準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する相続、法人の合併若しくは分割又は構造設備の変更の承認をしたときは、当該承認の申請を行った者に対し、様式第2号による承認通知書によりその旨を通知するものとする。

2 公安委員会は、法第7条第1項、第7条の2第1項、第7条の3第1項又は第9条第1項に規定する相続、法人の合併若しくは分割又は構造設備の変更の承認をしないときは、当該承認の申請を行った者に対し、様式第3号による決定通知書によりその旨を通知するものとする。

(管理者の解任勧告)

第4条 法第24条第5項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による管理者の解任勧告は、様式第4号による解任勧告書により行うものとする。

(指示等)

第5条 法第25条、第29条、第31条の4第1項、第31条の6第2項第1号、第31条の9第1項、第31条の11第2項第1号、第31条の14、第31条の19第1項、第31条の21第2項第1号、第31条の24、第34条第1項又は第35条の4第1項若しくは第4項第1号の規定による風俗営業者、性風俗関連特殊営業を営む者、特定遊興飲食店営業者、飲食店営業者又は接客業務受託営業を営む者に対する指示は、様式第5号による指示書により行うものとする。

2 法第31条の9第2項の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に係る自動公衆送信装置設置者に対する勧告は、様式第6号による勧告書により行うものとする。

3 法第31条の10又は第31条の11第2項第2号の規定による映像送信型性風俗特殊営業を営む者に対する命令は、様式第7号による命令書により行うものとする。

(許可の取消し等の通知等)

第6条 公安委員会は、次に掲げる処分をするときは、当該処分を受ける者(以下「被処分者」という。)に対し、様式第8号による行政処分通知書によりその旨を通知するものとする。

(1) 法第8条(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による風俗営業の許可の取消し

(2) 法第10条の2第6項(法第31条の23において準用する場合を含む。)の規定による特例風俗営業者の認定の取消し

(3) 法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消し又は停止命令

(4) 法第26条第2項、法第31条の25第2項又は法第34条第2項の規定による飲食店営業の停止命令

(5) 法第30条第1項の規定による店舗型性風俗特殊営業の停止命令又は同条第2項の規定による店舗型性風俗特殊営業の廃止命令

(6) 法第30条第3項の規定による浴場業営業等の停止命令

(7) 法第31条の5第1項又は第31条の6第2項第2号の規定による無店舗型性風俗特殊営業の停止命令

(8) 法第31条の5第2項又は第31条の6第2項第3号の規定による受付所営業の廃止命令

(9) 法第31条の15第1項の規定による店舗型電話異性紹介営業の停止命令又は同条第2項の規定による店舗型電話異性紹介営業の廃止命令

(10) 法第31条の20又は第31条の21第2項第2号の規定による無店舗型電話異性紹介営業の停止命令

(11) 法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消し又は停止命令

(12) 法第35条の規定による興行場営業の停止命令

(13) 法第35条の2の規定による特定性風俗物品販売等営業の停止命令

(14) 法第35条の4第2項又は第4項第2号の規定による接客業務受託営業の停止命令

2 前項の場合において、被処分者が所在不明その他の理由により、同項の規定による処分の通知ができないときは、静岡県警察本部生活安全部生活保安課において被処分者に交付すべき行政処分通知書を保管し、様式第9号による公告を公安委員会の掲示板に2週間掲示するものとする。この場合において、掲示を始めた日から2週間を経過したときは、当該行政処分通知書が被処分者に到達したものとみなす。

(所轄庁への通知)

第7条 法第42条の規定による飲食店営業等の停止の通知は、[様式第10号](#)による営業停止処分通知書により行うものとする。

(風俗営業者等に対する聴聞決定予定日の通知)

第8条 規則第6条の4第2項に規定する通知書の様式は、[様式第11号](#)のとおりとする。

2 規則第74条の3において準用する規則第6条の4第2項に規定する通知書の様式は、[様式第12号](#)のとおりとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年3月27日公安委員会規程第3号)

1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の各規程の様式により取り扱ったものは、改正後の各規程の相当の様式により取り扱ったものとみなす。

附 則(平成27年3月17日公安委員会規程第1号)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日公安委員会規程第3号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成29年2月21日公安委員会規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(令和元年7月1日公安委員会規程第2号)

1 この規程は、不正競争防止法等の一部を改正する法律(平成30年法律第33号)の施行の日(令和元年7月1日)から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規程の様式により提出されている申請書等は、改正後のそれぞれの公安委員会規程の相当する様式により提出された申請書等とみなす。

3 この規程の施行の際現に改正前のそれぞれの公安委員会規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和6年10月25日公安委員会規程第8号)

1 この規程は、公布の日から施行する。

2 この規程の施行の際現に改正前の風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく通知書等の様式に関する規程の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和7年11月28日公安委員会規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

		第 年	月	号 日
決 定 通 知 書				
住 所 氏名又は名称	殿			
静岡県公安委員会 印				
年 月 日	付けで申請のあった風俗営業等の規制及び業務の適正化等			
に関する法律	第3条第1項 第10条の2第1項(同法第31条の23において準用する場合を含む。) 第31条の22			
の規定による	風俗営業の許可 特例風俗営業者の認定 特定遊興飲食店営業の許可 特例特定遊興飲食店営業者の認定	については、次の理由により行わない		
こととしたので、同法	第5条第3項 第10条の2第4項	(同法第31条の23において準用する場合		
を含む。)の規定に基づき通知します。				
1 営業の種別				
2 理由				
この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。				
1 審査請求				
この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)				
2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)				
この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として(訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。)、提起することができます(通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。				
なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。				

様式第2号(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号

承認通知書

氏名又は名称

営業所の所在地

営業所の名称

年 月 日付で申請のあった

相 続

風 俗 営 業 の 法 人 の 合 併  
特定遊興飲食店営業 の 法 人 の 分 割 については、

営業所の構造又は設備の変更

これを承認するので通知します。

年 月 日

静岡県公安委員会 印

様式第3号(第3条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号  
年 月 日

決 定 通 知 書

住 所  
氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

年 月 日付で申請のあった風俗営業等の規制及び業務の適正化等に

関する法律 第7条第1項  
第7条の2第1項 (同法第31条の23において準用する場合を含む。)  
第7条の3第1項  
第9条第1項

の規定による 相 続  
法 人 の 合 併  
法 人 の 分 割 の承認については、次の理由により行  
営業所の構造又は設備の変更

わないこととしたので通知します。

- 1 営業の種別
- 2 理由

この処分不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として(訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。)、提起することができます(通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第4号(第4条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

		第 年 月 日	
住 所			
氏名又は名称		殿	
		静岡県公安委員会 印	
解 任 勸 告 書			
営 業 所	所在地		
	営業の種別	名 称	
	営 業 者		
管 理 者	住 所		
	氏 名		
あなたの営業所の管理者については、次の理由により解任することを勧告します。			
解任を勧告する理由			
備 考			

様式第5号(第5条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

(表)

	第	号
	年	日
	月	
指 示 書		
住 所		
氏名又は名称	殿	
	静岡県公安委員会	印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条(第 項第 号)の規定に基づき、次のとおり指示します。		
1	違反事項	
2	指示事項	
3	指示理由	

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第6号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

		第 年 月 日
		勸 告 書
住 所		
氏名又は名称		殿
		静岡県公安委員会 印
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第31条の9第2項の規定に基づき、次のとおり勸告します。		
対象となる 営業者	氏名又は名称	
	住 所	
	広告又は宣伝をする場合に使用する呼称	
	事務所所在地	
	映像伝達用設備を識別するための電話番号等	
勸 告 事 項		
勸 告 理 由		

様式第7号(第5条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(表)

	第	号
	年	日
	月	
命 令 書		
住 所		
氏名又は名称	殿	
	静岡県公安委員会 印	
風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条 (第 項第 号) の規定に基づき、次のとおり命令します。		
1	違反事項	
2	命令事項	
3	命令理由	

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます（通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

2 処分の取消しの訴え（取消訴訟）

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として（訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。）、提起することができます（通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。）。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第8号(第6条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)  
(表)

第 年 月 日  
号

行政処分通知書

住 所

氏名又は名称

殿

静岡県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条(第 項)の規定に基づき、  
次の処分を行うこととしたので通知します。

1 営業の種類

2 処分の内容

3 起算日

年 月 日から

4 処分の理由

(裏)

この処分に不服がある場合には、次のとおり審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。

1 審査請求

この通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内に静岡県公安委員会に対して、審査請求をすることができます(通知を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

2 処分の取消しの訴え(取消訴訟)

この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、静岡県を被告として(訴訟において静岡県を代表する者は静岡県公安委員会となります。)、提起することができます(通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えをすることができなくなります。)。ただし、先に審査請求をした場合の処分の取消しの訴えを提起することができる期間は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内となります。

なお、1の審査請求及び2の処分の取消しの訴えは、同時にすることもできます。

様式第9号(第6条関係) (用紙 日本産業規格A4縦型)

## 公 告

下記の者については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号。以下「法」という。)第 条(第 項第 号)に基づき ものであるが、その所在が判明しないので公示する。

年 月 日

静岡県公安委員会  
委員長

### 記

1 処分の種別

2 処分の対象となる営業所

- (1) 許可又は届出年月日及び番号
- (2) 営業者名
- (3) 営業所所在地
- (4) 営業所名称

3 処分の理由

4 処分年月日

様式第10号(第7条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

第 号  
年 月 日

営業停止処分通知書

殿

静岡県公安委員会 印

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第 条(第 項)の規定に基づき、  
下記のとおり営業停止を命じたので同法第42条の規定に基づき通知します。

記

1 被処分者

2 営業の種別

3 処分の内容

4 起算日  
年 月 日から

5 処分の理由

許可年月日	
指令番号	

様式第11号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(風俗営業用)

第 号

聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき法第26条第1項の規定による風俗営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合(風俗営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。)、当該返納の日から起算して5年を経過するまで風俗営業の許可を取得できないこととなります。

様式第12号(第8条関係)(用紙 日本産業規格A4縦型)

(特定遊興飲食店営業用)

第 号

聴 聞 決 定 予 定 日 通 知 書

年 月 日に風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)第37条第2項に基づく立入りを実施した下記営業所に係る聴聞決定予定日(当該立入りの結果に基づき法第31条の25第1項の規定による特定遊興飲食店営業の許可の取消処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日)を以下のとおり通知する。

年 月 日

殿

静岡県公安委員会 印

営業所の名称	
営業所の所在地	
聴聞決定予定日	年 月 日

備考 法第31条の23において準用する法第4条第1項第8号ロの規定により、上記の聴聞決定予定日までの間に許可証の返納をした場合(特定遊興飲食店営業の廃止について相当な理由がある場合を除く。)、当該返納の日から起算して5年を経過するまで特定遊興飲食店営業の許可を取得できないこととなります。